



令和元年 7月30日(火)  
(2019年)

No. 14981 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671  
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆弁理士の眼 [175] ..... (1)

☆知的財産関連ニュース報道(韓国版) ..... (14)

弁理士の眼

175

「イラスト」著作権侵害差止等請求事件

—大阪地裁平成28(ワ)8552.平成31年4月18日(21民部)判決<請求認容>—

牛木内外特許事務所  
弁理士 牛木 理一

[キーワード] イラストの著作権、イラスト(著作物)の類似、複製権、翻案権、公衆送信権、応用美術作品(商品化権)、表現の本質的特徴、依拠性

【主 文】

1 被告は、別紙「被告イラスト目録」記載1ない

し16の各イラストを複製、翻案又は公衆送信してはならない。

2 被告は、別紙「被告イラスト目録」記載1ないし3、5ないし12、15及び16の各イラストを使用した別紙「被告物品目録」記載の各物品を廃棄せよ。

3 被告は、別紙「被告イラスト目録」記載1ないし3、5ないし12、15及び16の各イラストに関す



特許業務法人

創成国際特許事務所

SATO & ASSOCIATES

会長弁理士 佐藤 辰彦\*

代表所長弁理士 加賀谷 剛

副所長弁理士 酒井 俊之

弁理士 吉田雅比呂

弁理士 渡辺 暁\*

弁理士 千木良 崇

弁理士 破魔 沙織

弁理士 渡辺 良幸

弁理士 船本 康伸\*

弁理士 岡崎 浩史

弁理士 野崎 俊剛\*

弁理士 鈴木 俊二

弁理士 小森 岳史

弁理士 塩谷 享子

弁理士 松井 茂\*

弁理士 山崎 隆\*

弁理士 高野 信司

弁理士 宮尾 武孝\*

弁理士 白形由美子\*

弁理士 藤村 明彦

弁理士 徳川 和久\*

弁理士 大澤 豊

弁理士 名塚 聡

弁理士 日置 康弘

弁理士 川口 康

弁理士 堀 進\*

弁理士 大橋 勇

\*付記弁理士(特定侵害訴訟代理)

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目24番1号 西新宿三井ビル18階

TEL 03(5324)9810

FAX 03(5324)9820

URL:<http://www.sato-pat.co.jp>

E-mail:[office@sato-pat.co.jp](mailto:office@sato-pat.co.jp)

る画像データを記録した記録媒体から、当該データを削除せよ。

- 4 被告は、原告に対し、167万3570円並びにうち160万0443円に対する平成28年9月9日から支払済みまで年5分の割合による金員及びうち別紙「遅延損害金一覧表」の「元金」欄記載の各金額に対する「起算日」欄記載の各日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 6 訴訟費用はこれを5分し、その3を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 7 この判決は、第4項に限り、仮に執行することができる。

### 【事案の概要】

本件は、別紙「原告イラスト目録」記載のイラスト (以下「原告イラスト」という。) をデザインした原告が、別紙「被告イラスト目録」記載の各イラスト (以下、各イラストを同別紙の番号により「被告イラスト1」などといい、各イラストをまとめて「被告イラスト」という。) の一部が描かれたTシャツ等を製造販売している被告に対し、①被告イラストは、原告イラストを複製又は翻案したものであり、上記Tシャツ等の製造は原告の複製権又は翻案権を侵害すること、②上記Tシャツ等の写真を被告が運営するホームページにアップロードしたのは、原告の公衆送信権を侵害すること、③さらに被告が原告イラストを複製又は翻案し、原告の氏名を表示することなく上記Tシャツ等を製造等したのは、原告の同一性保持権及び氏名表示権を侵害することを主張して、(a) 著作権法112条1項に基づき、被告イラストを複製、翻案又は公衆送信することの差止め、(b) 同条2項に基づき、被告イラストを使用した別紙「被告物品目録」記載の各物品の廃棄並びに被告イラストに関する画像データ及び被告が運営するホームページの被告イラストが掲載された上記各物品の表示の削除、(c) 著作権及び著作者人格権侵害の不法行為に基づき、原告の損害の一部である1000万円の賠償及びこれに対する訴状送達日の翌日である平成28年9月9日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、(d) 著作権法115条に基づき、謝罪文の掲載を請求する事案である。

- 1 前提事実 (当事者間に争いのない事実又は後掲

の各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

#### (1) 当事者

- ア 原告 (P1) は、本名で動物等の水彩画を描くとともに、動物をモチーフにしたデザイン等を描いている者である (甲22、23、53)。
- イ 被告 (株式会社三高) は、「錦」のブランド名により、インターネットによって直接、又は大手ショッピングモールやインターネット上に店舗する量販店を通じて、自社で製造した繊維製品等を販売する事業者である。

#### (2) 原告イラスト

原告は、平成23年9月までに原告イラストを作成し、同月18日以降、「モジュー」のデザイナー名を使用して、デザインTシャツマーケット「Hoimi」において、「POKKA POKA T-SHIRT」のブランドで、原告イラストが胸の辺りに付された「眠り猫」という商品名のTシャツを販売している。また、原告は同月以降、オリジナル・グラフィック・アイテム・オンラインショップである「ClubT」でも同じTシャツを販売し、少なくとも平成24年5月以降、デザインTシャツの通販サイトである「T-SHIRTS TRINITY」でも同じTシャツを販売しているほか、平成27年頃まで、Tシャツ販売サイト「UPSOLD」で同じTシャツを販売した (甲1、2、24、33ないし35、39ないし44、53)。

#### (3) 被告の行為

ア 被告は、平成26年6月頃以降、別紙「被告商品一覧」のとおり (ただし、色違いの商品を含む)、被告イラストの一部が色を変えつつ描かれた半袖Tシャツ、長袖Tシャツ、ワークシャツ、トレーナー、パーカー、ショーツ、財布 (ウォレット)、ベルト、バッグ、帽子等の衣類及び服飾雑貨 (以下「被告商品」といい、同別紙の番号により「被告商品1」などという。別紙「被告イラスト1～16」を付した商品の販売数及び売上額) の「整理番号」欄の数字は被告商品の番号を指しており、甲3ないし18の各書証と被告商品との対照関係は、同別紙の「備考」欄記載のとおりである。なお、同別紙の「整理番号」欄に枝番号が付されているのは、色違いの商品で